

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和○年○月頃から昭和○年○月○日まで、A所在のB会社（以下「会社」という。）に所属し、船体内部保温工として新造船及び修繕船の熱絶縁作業に従事していた。

請求人は、平成○年○月○日、Cクリニックに受診し、「石綿肺による慢性閉塞性肺疾患（以下「本件疾病」という。）・胸膜炎」と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件疾病の発症については、船の熱絶縁作業において石綿にばく露されたことが原因であり、業務に起因することは明らかである旨主張しているので、検討すると、次のとおりである。

(2) 請求人の石綿ばく露従事状況をみると、昭和○年○月頃から昭和○年○月○日まで約○年○か月間、船体内部保温工として新造船及び修繕船の熱絶縁作業に従事しており、石綿ばく露作業に従事していたものと認められる。

(3) 本件における医学的見解をみると、次のとおりである。

ア D医師は、平成○年○月○日付け診断（意見）書において、要旨、「傷病名：本件疾病・胸膜炎 胸膜プラーク：有 びまん性胸膜肥厚：有」と記載している。

イ E医師は、平成○年○月○日付け診療情報提供書において、要旨、「胸部X線上、両側下葉を主に小粒状影から線状影の出現がみられ、間質性変化がうかがえる。呼吸機能については、著明な拘束性呼吸障害を伴っている。」と記載している。

ウ F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「同日の検査結果では、酸素分圧（T o r r）82. 2、炭酸ガス分圧（T o r r）35. 1、肺泡気動脈血酸素分圧較差（T o r r）23. 7（注：当審査会で再計算したところ、25. 5であった。）」と述べている。

エ 労働局石綿関連疾病協議会（以下「協議会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「（疾病の診断）①気腫合併肺線維症の疑い、②石綿による胸膜プラーク。（診断の根拠）平成○年○月○日のCTでは両側上葉の末梢優位に大小多数の嚢胞を認め、下葉は壁の肥厚した嚢胞や

輪状影主体の陰影が分布しており、両側の前胸壁や背側胸壁の胸膜肥厚が斑状に分布している。石綿ばく露歴と合わせると②の石綿による胸膜プラークを考えるが、一方、石綿肺の早期によくみられる胸膜下線状影や粒状影はなく、また、進行期での蜂巣肺や牽引性気管支拡張もないことから、画像所見上は、喫煙との関連が多い①の気腫合併肺線維症の疑いと診断する。（石綿肺の所見）胸部ＣＴで間質性肺炎の所見を呈するが、石綿肺で多く認められる所見がなく、石綿肺は否定的である。なお、平成〇年〇月〇日撮影の胸部Ｘ線写真上、じん肺法上の第１型以上の分類に含まれない。（石綿ばく露との因果関係）石綿ばく露と気腫合併肺線維症の疑いとの関連は乏しい。（労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）上の取扱い）以上の所見等より、本件は労災保険における石綿関連疾病とは認められない。」と述べている。

- （４）上記の各医学的見解によれば、協議会は、胸部Ｘ線上、じん肺法上の第１型以上の分類には含まれないと述べているところ、改めて、胸部Ｘ線写真を含む一件記録を精査したが、当審査会としても、協議会の見解は妥当であり、請求人に石綿による不整形陰影は認められないと判断する。

なお、Ｅ医師は、呼吸機能について著明な拘束性呼吸障害を伴っている旨述べているが、当審査会の判断は上記のとおりであり、上記Ｆ医師の検査結果によっても、請求人に石綿肺による著しい肺機能障害が認められるとは判断できない。

- （５）以上のことからすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人には引用する認定基準に規定する石綿肺は認められず、また、石綿肺以外の「石綿による疾病」のいずれも認められないことから、請求人の本件疾病は引用する石綿肺の認定基準の要件を満たしていないと判断する。

したがって、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

- ３ 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。